

8.16

2024 令和6年
酒田市広報 No.452

私の街 さかた

KOHO
SAKATA



令和6年7月25日 大雨災害
被害状況・支援情報



市民の皆さまへ

この度の大雨災害により被害を受けた皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

濁流が押し寄せる中で、恐怖と闘いながら命を守った皆さまのお気持ちはいかばかりかとお察しするとともに「避難して助かくれてよかった」という私の気持ちをお伝えしたいと思います。

そしてこの災害で亡くなられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、自らが被災しながらも地域のために活動や仕事を継続している方々に心から敬意を表します。

7月25日の発災から約3週間が経ち、被災地・被災者の状況は日々刻々と変わっていますが、現在も250人程度の市民が指定避難所（在宅避難・自主避難を含む）に避難しています。一時孤立し、甚大な被害を受けた大沢地区と観音寺地区の一部では、いまだに水道が断水しており厳しい状況が続きますが、早期復旧に全力を上げています。

また市内被災地区では、被災家屋などの片づけ、安全な住まいの確保など生活再建に向け、罹災証明書交付の手続きなどを進め

7月25日大雨災害の爪痕

■避難指示等の発令状況(時系列)

7月25日	8:27	土砂災害警戒情報発表	
	8:29	警戒レベル4【避難指示発令】	八幡地域、松山地域、平田地域
	11:12	浸水被害の危険が高まったため警戒レベル4【避難指示発令】	酒田市全域
	13:05	大雨特別警報発表	
	13:05	日向川が氾濫危険水位を超過	
	14:05	荒瀬川の越水の情報あり警戒レベル5【緊急安全確保発令】	八幡地域
	19:05	警戒レベル5【緊急安全確保発令】	西荒瀬地区
	21:40	京田川が氾濫危険水位を超過注意喚起のため警戒レベル4【避難指示再発令】	広野地区、広栄町、京田、錦町
	22:10	最上川が氾濫危険水位に達する可能性あり注意喚起のため警戒レベル4【避難指示再発令】	亀ヶ崎、港南、松原、十坂、宮野浦、新堀、中平田、南部、松嶺、内郷、南平田、砂越・砂越緑町地区
	22:55	相沢川で氾濫危険水位を超過田沢川ダムの放流予定ありとの情報注意喚起のため警戒レベル4【避難指示再発令】	相沢川流域の各地区、田沢川流域の各地区
7月26日	23:40	大雨特別警報発表(再度)	
	2:10	最上川右岸の遊摺部付近で越水の可能性あり警戒レベル5【緊急安全確保発令】	亀ヶ崎、港南、松原、中平田、南部、松嶺、内郷、南平田、砂越・砂越緑町地区
	2:58	袖浦川に越水の危険あり警戒レベル5【緊急安全確保発令】	錦町一丁目～五丁目
	15:25	土砂災害警戒情報解除	
	17:03	市内の河川すべてが氾濫危険水位を下回る警戒レベル5【緊急安全確保】、および警戒レベル4【避難指示】をすべて解除	酒田市全域

■市内の被害状況

道路関係	・国道344号 道路陥没等多数 ・市道 道路冠水 443か所(推定) 道路被災 131か所(推定)
河川関係	・荒瀬川の越水 ・日向川の溢水 ・袖浦川の越水
避難所	・最大開設数 63か所 ・最大避難人数 1,752人
住宅関係	・床上浸水 70戸 ・床下浸水 218戸 (8/7時点で把握している戸数。市内全域で被害を確認中)
ライフライン	・最大停電戸数 3,353戸 ・最大断水戸数 約1,011戸

(8月7日時点)

- ①荒瀬川の氾濫により前山橋へ続く道路が流失
- ②市内各地で道路が冠水
- ③沢からの濁流が道路へ流入(東平田)
- ④土砂でふさがれた県道(草津)
- ⑤日向川が溢水した西荒瀬地区
- ⑥浸水被害が大きかった竹田地区
- ⑦⑧甚大な被害があった大沢地区での陸上自衛隊の捜索
- ⑨寸断された国道344号
- ⑩山からの土砂・流木被害(北青沢)
- ⑪国道344号道路陥落、水道管欠損
- ⑫流出した土砂に埋まる家屋(北青沢)



ていますので最新の情報を確認していただければと思います。

発災以来、多くの市民はもちろん、市外の方々から支援をいただけてきました。陸上自衛隊、国の機関、山形県、警察、消防、消防団、道路・電気・水道などインフラ事業者、社会福祉協議会、さまざまな形で被災者を支援しているボランティアをはじめ、ここには書ききれないほど多くの皆さまのご支援に深く感謝いたします。

なお市民が安全・安心に生活していくためには、直接的な復旧・復興業務以外にも大事なことがたくさんあると思います。夏休みに入ったこどもたちの支援や、市民生活の基盤である経済活動の強化など、これまで通り活動できる方はぜひ活動を継続していただきたいと思います。

今後とも「二次災害を起こさない」「災害関連死を出さない」「社員(職員)の過労死を出さない」ことを目標に、市民の皆さま、そして全国の支援者と協力して、被災者の支援と被災地の復興・復興に全力を尽くしていきます。

令和6年8月7日

酒田市長 矢口明子



被害調査に税務職員が訪問しています

固税務課固定資産第一係 ☎26-5715、
固定資産第二係 ☎26-5716、
償却資産税係 ☎26-5717

災害により被災した住家の被害認定のため、税務職員が調査に伺っています。

- ・住宅内部を見せていただく場合があります。訪問時に不在の場合は不在票を置いていきますので、折り返しのご連絡をお願いします
- ・被害調査を記録するため写真を撮影します。調査時間は10分～20分程度の見込みです
- ・調査は強制ではありません。拒否することもできますが、罹災証明書の発行には調査が必要になります



罹災証明の受け付けを行っています

固【罹災証明】市民課住民係 ☎26-5723、
八幡総合支所市民係 ☎64-3112、
松山総合支所市民係 ☎62-2611、
平田総合支所市民係 ☎52-3913
【罹災届出証明】危機管理課危機管理係 ☎26-5701

7月29日(月)より、大雨災害で住家（人が住んでいる家）に被害を受けたかたに対する罹災証明の受け付けを行っています。

申請期間／10月末まで（予定）

受付場所／市役所1階市民課、各総合支所市民係
または下記二次元コードから

添付書類／本人確認書類、委任状、被災の状況がわかる写真（可能な範囲で）

◆非住家（物置・店舗など）は罹災届出証明の手続きになります。市役所4階危機管理課へ申請してください。



◀マイナンバーカードを持っているかたの
オンライン申請フォーム



◀マイナンバーカードをお持ちでないかたの
オンライン申請フォーム



大雨災害により発生した土砂を回収します

固土木課路政係 ☎26-5741

●対象

西荒瀬地区、八幡地域、松山地域、平田地域

●回収日時

午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日を除く）

●回収方法

- ・自宅敷地内の土砂を道路付近まで搬出してください。業者が順次回収します
- ・土砂をそのまま積み上げても、土のう袋や段ボールに入れても回収します
- ・自力で搬出できない大量の土砂、自然物（流木や岩石など）は順次回収に伺いますので、同係へ連絡してください
- ・土砂などを残土置き場に直接搬入する場合は、土砂・流木・岩石などを分けて搬入してください

●残土置き場

【西荒瀬地区】旧北テニスコート

【八幡地域】八森サッカー場、石田地内残土置き場

【松山地域】松山多目的運動広場付近

【平田地域】平田B & G海洋センターヨットカヌー場付近

◆今後の手続きで必要になる場合があるため、作業前の写真（自宅敷地内の状況、土砂の堆積状況が分かるよう四方向から）を撮影してください。

◆詳しくは市ホームページを参照してください。

熱中症に注意

こまめに休憩をとり水分補給をするなど、作業中の熱中症に気を付けましょう!



住宅が被災したかたへ市営住宅の受け付けを行っています

閩建築課公営住宅係 ☎26-5747

大雨による災害で住宅の使用が困難になったかたに対して、市営住宅を一時的に提供します。

提供住宅／市内の入居可能な市営住宅

対象／・自己所有の住宅が被災し、被災した住宅以外に居住できる住宅がないこと
・罹災証明書を有する、または後日提出できること

入居期間／入居後1年間以内（最長2年間）

家賃など／免除（住宅使用料、駐車場使用料、敷金）

申し込み／市営住宅申込書に住宅の被災の程度を記載し、入居を希望する住宅を記入のうえ、市役所5階建築課または各総合支所建設係へ提出または下記二次元コードから

◆入居可能な住宅の情報を市ホームページに掲載し、住宅の被災の程度に応じて募集期間を設けて申し込みを受け付けます（先着順ではありません）。

◆冷暖房設備は設置されていませんが、別途エアコンを含む家電製品購入に関する助成制度があります。

◆電気、ガス、水道などの手続きは入居するかたが行います。

◆光熱水費や共益費などの費用は入居者の負担になります。その他、詳しい申し込み方法、入居条件は市ホームページを参照してください。



みなし仮設住宅の提供を検討しています

閩建築課公営住宅係 ☎26-5747

大雨災害により住宅の使用が困難になったかたに対して、民間の賃貸住宅を応急仮設住宅として提供することを検討しています。

対象／罹災証明で一定以上の被災度合いを証明できるかた
申し込み／8月下旬～開始予定

◆すでに移動先として契約した賃貸住宅が対象となる場合もあります。詳しくは契約の仲介をした不動産会社に問い合わせてください（一部負担できない費用があります）。

◆条件など詳細が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。



全国瞬時警報システム(Jアラート)の情報伝達試験

閩危機管理課危機管理係 ☎26-5701

防災行政無線と防災ラジオから放送が流れます。また市ホームページと市公式SNSにも情報伝達試験の内容を発信します。

日時／8月28日(水)午前11時ごろ～

◆今回の訓練では緊急速報メールの配信はありません。

被災した住宅の応急修理費用を支援します

閩建築課建築営繕係 ☎26-5748

住宅が半壊もしくは準半壊となり、自らの資力では修理できない世帯に対し、日常生活に必要な台所やトイレ、床など最小限の応急修理にかかる費用を市が支援します。

対象／継続的にその住まいに居住する意向があるかたで、罹災証明で準半壊以上など一定以上の被災度合いを証明できるかた

支援内容／【半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）を受けた場合】343,000円（上限）【大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合】706,000円（上限）

申し込み／8月下旬～開始予定

◆必ず修理前・修理中・修理後の写真が必要になります。事前に着手しているかた、事前着手を予定しているかたは問い合わせてください。

◆すでに業者に支払った費用は対象になりません。

◆詳しくは市ホームページを確認するか、問い合わせください。





大雨災害により発生したごみは仮置き場へ 持ち込んでください

環境衛生課管理係 ☎31-0933

●注意事項

- ・冷蔵庫に入っている食品などはすべて出してください
- ・生ごみは、通常のごみ収集日にごみステーションに出してください
- ・危険なもの（バッテリー、リチウムイオン電池内蔵の電化製品、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬など）は持ち込めません
- ・ガラス片やくぎなどでけがをしないよう十分に注意してください
- ・仮置き場内で火器を使用しないでください
- ・仮置き場内では最徐行で走行してください



●仮置き場の設置場所

- ・広栄町資源ステーション北側（申し込み制）
- ・旧酒田工業高等学校跡地（宮海字新林400番地）
- ・旧八幡斎場跡地
- ・ニュートラック松山第四駐車場（相沢字道北92番地）

●持ち込み可能時間

午前9時30分～午後4時

●対象品目

もやすごみ（プラスチック・衣類）、ガラス・陶器類、瓦・ブロックくず、金属類、小型の電気製品、畳、ソファ・ふとん、柱・角材、木製家具、家電5品目（テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコン・乾燥器）

◆各仮置き場（広栄町資源ステーションを除く）の入り口で受け付け後、係員の指示に従って品目ごとに決められた場所に置いてください。

◆広栄町資源ステーション北側に持ち込みを希望するかたは、事前に同係へ連絡してください。



温浴施設の入浴料を 無料とします

交流観光課交流観光事業係 ☎26-5809

大雨災害により被災されたかたを対象に、次の温浴施設の入浴料を無料とします。

対象温浴施設／①八森温泉ゆりんこ ②アイアイひらた

実施期間／7月29日(月)から当面の間

利用時間／①午前6時30分～午後9時（毎週火曜・金曜日を除く）②午前8時30分～午後8時30分（毎週木曜日を除く）

◆利用の際はフロントで必要書類を記入してください。

◆罹災証明書などは必要ありません。

浸水した家屋などへの 消毒薬を配布しています

環境衛生課環境保全係 ☎31-0933

床上・床下浸水被害を受けた家屋に対し、消毒液の配布を行っています。

配布場所／市役所1階、各総合支所、環境衛生課（広栄町三丁目）

配布時間／午前8時30分～午後5時（土曜・日曜日、祝日を除く）

配布する消毒液／10%塩化ベンザルコニウム液（500ml）

配布の目安／1戸1本（消毒液1本で0.1%の消毒液を約50L作成できます。）

◆罹災証明書などは必要ありません。

◆消毒液の取り扱いや消毒方法などについて詳しくは、市ホームページを参照してください。



本人確認書類を紛失した場合

●保険証の提示がなくても医療機関などを受診できます

被災に伴い、保険証を紛失または自宅などに残したまま避難しているかたは、次の事項を医療機関などに伝えることで、保険証がなくても保険診療を受けることができます。

①氏名 ②生年月日 ③連絡先（電話番号など）④加入している医療保険者が分かる情報*

※被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所または組合名、後期高齢者医療の場合は住所

◆保険証の再発行については各医療保険者へ問い合わせてください。

◆マイナンバーカードを持っているかたはマイナ保険証として利用できます（保険証としての利用登録は医療機関でも可能です）。

☎【国民健康保険】国保年金課国保係 ☎26-5727

☎【後期高齢者医療】国保年金課高齢者医療係 ☎26-5729

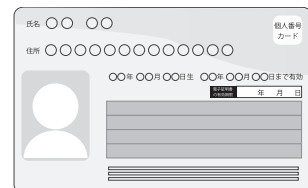
☎【その他の医療保険】各勤務先へ



●マイナンバーカードの再発行

被災に伴い、マイナンバーカードを紛失などした場合は、無料でカードの再発行申請を行うことができます。被災されたかたで、本市に住民登録しているかたは、市民課住民係または各総合支所市民係へ相談してください。

☎市民課住民係 ☎26-5723、八幡総合支所市民係 ☎64-3112、
松山総合支所市民係 ☎62-2611、平田総合支所市民係 ☎52-3913



●パスポートの発行

次の全ての要件に該当するかたは、パスポートの発給手数料が全額免除されます。

対象要件／・居住していた住宅が被災により全壊・半壊・床上浸水の被害を受けたこと

・被災時に本市に住民登録を有していたこと

申請期限／令和7年7月24日

必要書類／通常のパスポート申請に必要な書類に加え、次の書類が必要になります。

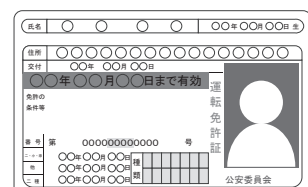
- ・免除申請書（市民課窓口に設置しています）
- ・罹災証明書の原本（被害の程度を確認）
- ・住民票の写し（被災時に被災地に居住していたことを確認）

☎市民課住民係 ☎26-5723



●運転免許証の再発行

酒田警察署交通課免許係 ☎23-0110または総合交通安全センター（天童市）☎023-655-2150へ相談してください。





災害総合相談窓口

被災されたかたや家族から、どのような支援を受けられるかなどの問い合わせや、今回の災害に関する相談を受け付けています。相談内容に応じて、担当部署を案内します。

まちづくり推進課（市役所2階）☎26-5771

受付時間／午前9時～午後5時（日曜日、祝日を除く）

◆8月31日(土)以降は平日のみ受け付け。

些細なことでも大丈夫です。
お困りごとや不安なことがあれば
相談してください。



災害後のこころと体のケア

災害などを体験したとき、こころと体にはさまざまな変化が起こります。被害の大きかった地域以外のかたも身近な人に起こった出来事やニュースを見聞きすることで心身に影響が出ることがあります。

心配や不安を一人で抱えずに、周りの人と話したり、お互いに声を掛けあったりすることが大切です。「眠れない」「誰とも話す気になれない」「疲れやすく、体調がすぐれない」などの症状が長引くようであれば、各種相談窓口や医療機関に相談してください。

●こころやからだの健康に関する相談窓口

健康課 ☎24-5733

●心の健康相談ダイヤル ☎023-631-7060

受付時間／午前9時～正午、午後1時～5時（土曜・日曜日、祝日を除く）

◆通話料がかかります。

●こころの健康相談@山形（LINE相談）

受付時間／毎日午後6時30分～10時

利用方法／右記二次元コードから

◆予約不要、匿名可能、相談無料。



▲こころの健康相談
@山形

●こころの健康相談

日時／9月12日(休)午後1時30分～3時

場所／市民健康センター

対象／本市在住で眠れない・気分がふさぐなどの不安があるかた、人間関係などのこころの悩みがあるかたで、専門医の治療を受けていないかた

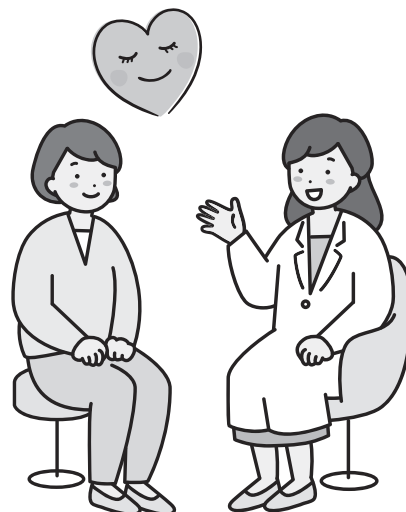
定員／2人

内容／個別相談

相談員／精神保健福祉士

費用／無料

申し込み／9月9日(月)まで健康課成人保健係へ ☎24-5733



お知らせ 市議会9月定例議会を延期します

8月27日(火)から予定していた9月定例議会を延期します。日程は決まり次第、本紙または市ホームページでお知らせします。

問 議会事務局議事調査係
☎26-5770

お知らせ 司法書士無料法律相談

日 8月28日(水)午後5時～7時
所 酒田勤労者福祉センター
内 相続、遺言、土地建物の登記、金銭トラブル、成年後見など
申 平日午前9時30分～午後5時に山形県司法書士会酒田支部、小松へ ☎24-5250

お知らせ 献血にご協力をお願いします

日 9月3日(火) ①午前9時30分～11時30分 ②午後1時30分～3時30分
所 ①酒田警察署(上安町一丁目) ②庄内空港事務所(浜中)
問 健康課健康係 ☎24-5733

お知らせ 就学時健康診断のお知らせ

来春の新入学児童を対象に、案内を送付しています。転入したかなどで、8月下旬になっても案内が届かない場合は学校教育課学事係 ☎26-5776へ連絡してください。
対 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの児童

お知らせ 無料法律相談

日 9月6日(金)午後1時30分～4時30分
所 市役所2階まちづくり推進課
対 本市、三川町、庄内町、遊佐町在住か、本市に勤務先があるかた
定 先着6人
内 法律に関する相談(本人のことに限る)
相談員 薬丸有希子弁護士
申 8月23日(金)午前8時30分～相談の概要、住所、氏名を同課市民相談室へ ☎26-5726

お知らせ 集団婦人科検診の日程を追加します

検診日 10月19日(土)(受け付け午前8時15分～9時)
所 庄内検診センター(東町一丁目)
対 【子宮頸がん検診】20歳以上の女性 【乳がん検診】40歳以上の女性で、令和6年度中に偶数年齢になるかた、乳がん検診無料券対象のかた、奇数年齢になるかたで前年度に受診していないかた
◆奇数年齢のかたは「乳がん検診受診券」を申請し、交付を受けてから受診することができます。
申 8月16日(金)午前8時30分～健康課検診受付電話へ ☎22-6184
◆定員に達した場合は、別日程を案内します。
問 健康課成人保健係 ☎24-5733

お知らせ 無料法律相談

日 9月14日(土)午前10時～午後3時
所 ひらたタウンセンター
相談員 東海林正樹弁護士
申 東海林法律事務所へ ☎43-6590

お知らせ 令和7年産「つや姫」生産者、「雪若丸」生産組織募集

募集期間 9月10日(火)まで
◆農協または米穀集荷業者、生産組織などを通じて申請する場合は、各団体の締め切り日を確認してください。
認定要件 水田経営面積や栽培方法、販売方法など
申 【つや姫】農政課米政策推進係 ☎26-5751または各総合支所産業係へ 【雪若丸】庄内総合支庁酒田農業技術普及課へ ☎22-6521
◆認定要件など詳しくは市ホームページを参照してください。



お知らせ PayPay使い方相談会

本市ではPayPay決済ポイント還元キャンペーンを9月1日(日)から実施します。設定が難しいかたのために、事前相談会を行います。
日 8月28日(水)、29日(木)午前10時～午後4時
所 市役所1階エレベーター前カウター
内 アプリのダウンロード、チャージの方法、実際の使い方など個別に説明
持 スマートフォンなど
申 当日会場へ
◆キャンペーンの詳細は本紙9月2日号の折り込みチラシを参照してください。
◆キャンペーン期間中は市内のソフトバンク店舗でも相談を受け付けます(要予約)。
問 商工港湾課企業立地・産業振興係 ☎26-5361

お知らせ 夜間納税相談窓口を開設します

日 8月30日(金)午後5時15分～7時30分
所 市役所2階納税課
◆正面玄関で守衛に納税相談であることを伝えてください。
問 納税課納税係 ☎26-5719

市税などの納期

種 別	納期限	お問い合わせ
市・県民税(普通徴収)第2期	9/2 (月)	納税課管理係 ☎26-5720
国民健康保険税(普通徴収)第2期		高齢者支援課介護給付係 ☎26-5363
介護保険料(普通徴収)第5期		国保年金課高齢者医療係 ☎26-5729
後期高齢者医療保険料(普通徴収)第2期		上下水道お客さまセンター ☎22-1811
下水道受益者負担金第1期		

◆コンビニエンスストアやスマートフォンを使った納付もできます。
◆便利な口座振替の手続きがお勧めです。



公共料金などの支援については各社ホームページを参照するかお問い合わせください。

●公共料金などの支援制度・相談窓口

支援制度	概 要	問い合わせ先
県税の特例措置	納税の猶予、個人事業税または不動産取得税の減免、代替自動車を取得した場合の自動車税の減免、法人二税等の申告期限の延長など	 ◀山形県ホームページ (災害に関する県税の特例措置について) 庄内総合支庁税務課 【納税の猶予申請】 ☎0235-66-5431 【県税の減免申請】 ☎0235-66-5426 【自動車税の減免申請】 ☎0235-66-4144
農作物など被害に関する農林水産関係相談窓口	農業者などからの農作物などの被害に関する相談	庄内総合支庁産業経済部 農業振興課 ☎0235-66-5507
中小企業などへの支援・相談	大雨被害に伴う、県内中小企業向けの支援・相談	 市ホームページを参照してください。
東北電力電気料金などの特別措置	電気料金の支払い期日の延長、不使用月の電気料金の免除など	 東北電力カスタマーセンター ☎0120-066-774
NHK放送受信料の免除	半壊または床上浸水以上の被害を受けた建物の放送受信契約。2か月分が免除されます。NHKホームページから、または郵送で手続きしてください。	 NHK山形放送局経営管理 企画センター営業推進 ☎023-625-9522
(独)日本学生支援機構による学生等への支援	災害救助法適用地域の世帯の学生等に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急採用・応急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出、災害支援金など	 ◀日本学生支援機構 ホームページ
災害サポート・レンタカー	大雨災害で車が動かなくなったかた、復旧作業で軽トラックが必要なかたなどに車を無料で貸し出します。	受付 ☎050-5482-3677 
住宅金融支援機構の相談窓口	住宅に被害を受けられたかたの住宅金融支援機構への返済、災害復興住宅融資などの相談	住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル ☎0120-086-353 (通話無料) 
全国銀行協会加盟銀行相談窓口	通帳の紛失、紙幣や貨幣の損傷、災害により資金が必要になったなどの相談	各銀行または全国銀行協会相談室 ☎0570-017109

●電話料金などの支援措置

被災した地域の契約者を対象に各種支援策が掲載されています

NTT東日本	NTTドコモ	KDDI	SoftBank	楽天モバイル
				

市税などの特例措置について

大雨災害により甚大な被害を受けたかたに対して、さまざまな支援制度があります。具体的な申請要件や申請方法などは、各問い合わせ先へお問い合わせください（8月7日時点の情報です。現在、支援内容を調整している制度もあるため、最新の支援情報は市ホームページを参照してください）。

●本市の減免などの支援制度

支援制度	概 要	問い合わせ先
市県民税・森林環境税の減免	災害で被害を受けた状況により市県民税・森林環境税を減免。	税務課市県民税係 ☎26-5712
固定資産税の減免	被害のあった土地・家屋・償却資産について被害状況に応じて固定資産税を減免。	税務課固定資産第一係 ☎26-5715、第二係 ☎26-5716、償却資産係 ☎26-5717
国民健康保険税の減免	災害で被害を受けた状況により国民健康保険税を減免。	税務課税制係 ☎26-5711
国民年金保険料の免除	住宅、家財、田畑、その他の財産のうち、被害が大きい財産に係る被害金額が、おおむね2分の1以上の損害を受けた場合、国民年金保険料を全額免除します。 ただし免除を承認された期間の年金額については、保険料を全額納付した場合の2分の1の額で計算されます。	国保年金課国民年金係 ☎26-5728
後期高齢者医療保険料の減免	災害で住宅などに著しい損害を受けた場合、後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます。 ・中規模半壊以上の罹災証明書の交付を受け、前年の合計所得や住宅の損害金額が該当要件を満たす場合。	国保年金課高齢者医療係 ☎26-5729
介護保険料の減免・徴収猶予	65歳以上の罹災者に対し、住宅または家財の価格に対する損害割合で、保険料を減免・徴収を猶予します。	高齢者支援課介護給付係 ☎26-5363
介護保険利用者負担額の減免	罹災者に対し、住宅または家財の価格に対する損害割合で、介護サービスの利用者負担額を減免します。	高齢者支援課介護認定係 ☎26-5732
上下水道料金の免除および減免	【免除】 対象地区／大沢地区（大蕨、上青沢、北青沢、下青沢）、常禅寺地区 内容／9月検針分（8月使用分）から復旧までの期間、全額免除 ◆申請は不要です。 【減免】 今回の大雨災害で罹災証明書または罹災届出証明書の交付を受けたかたは、使用した水量にかかる次の料金を減免します。 ・8月と9月に行った検針のうち使用水量が最も多かった1か月分の従量料金から清掃に要した相当分を減免します（すでに納付を終えている場合は還付します）。	上下水道お客さまセンター ☎22-1811
市税・国民健康保険税の徴収（換価）猶予	災害等により財産に被害を受けた納税者または特別徴収義務者が、市税を一時に納付することができないと認められるときは、1年以内において徴収（換価）を猶予します。	納税課納税係 ☎26-5719 滞納整理室 ☎26-6275
下水道受益者負担金の徴収猶予	現在、当該負担金を支払い中のかたのうち、災害などにより受益者が納付することが困難な場合、一定期間、徴収を猶予します。	上下水道部管理課管理係 ☎22-1814
酒田市子育て短期支援事業	大雨災害により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合などに、一定期間、養育・保護を行います。	こども未来課こども家庭係 ☎24-0981
農地中間管理事業の賃借料の支払い	大雨災害により賃借料の支払いが困難な耕作者に対し、賃借料支払いの一時的な猶予申請を受け付けます（農地所有者・耕作者双方の同意により賃借料の一時的な減額も可能です）。	農業委員会事務局 ☎26-5767

義援金などを受け付けています

●令和6年7月山形県酒田市大雨災害義援金

本市が独自に受け付けています。お寄せいただいた義援金は、被災された市民に届けます。

【募金箱・窓口での支援】

受付場所／市役所1階総合案内横、地域福祉課窓口、各総合支所

受付時間／午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日を除く）

◆領収書が必要な場合は窓口に出してください。

【口座振込での支援】

口座名義	銀行名	種目	口座番号
酒田市災害義援金	荘内銀行酒田中央支店	普通	1149339

◆口座名義のカナは「サカタシサイガイギエンキン」、銀行名のカナは「ショウナイギンコウサカタチュウオウシテン」です。

◆利用する金融機関によっては振込手数料がかかる場合があります。

◆領収書の発行など、詳しくは市ホームページを参照してください。

☎地域福祉課福祉総合相談係 ☎26-5731



●ふるさと納税を通じた災害支援の寄附

お寄せいただいた緊急災害支援寄附金は、災害救助法の対象外となる市独自の支援などや復旧事業に活用させていただきます。詳しくは市ホームページを参照してください。

◆災害支援のため、返礼品はお送りしていません。

◆酒田市民のかたも申し込みできます。

☎交流観光課ふるさと納税係 ☎26-5736



酒田市災害ボランティアセンター (酒田市社会福祉協議会内)

●ボランティアを依頼したい

内容／家の泥出し、荷物の運び出し、家の片付けなど

費用／無料

申し込み／午前9時～午後4時（土曜・日曜日、祝日を含む）

に同センター依頼専用電話へ

☎080-6879-9490

◆危険な作業や専門的な技術が必要な作業は基本的に行いません。

◆集まったボランティアの人数や天候により、すぐに対応できない場合があります。

◆ボランティアへの食事の用意などは不要です。



●ボランティアに参加したい

活動時間／午前9時～午後3時ごろ

集合場所／ひらたタウンセンター（開場午前8時30分）

対象／中学生以上（中学生は保護者同伴必須。高校生は保護者の同意書の提出必要）

申し込み／活動希望日ごとに右記二次元コードから申し込むか、午前9時～午後4時（土曜・日曜日、祝日を含む）に同センター申し込み専用電話へ

☎080-6879-9492

◆参加を希望するかたは災害ボランティア保険に加入してください。



▲酒田市災害
ボランティアセンター